議第 49 号

令和5年度 近江八幡市一般会計補正予算(第10号)

令和5年度近江八幡市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,140,344 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年 度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 26 日提出

近江八幡市長 小 西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款		項		補正前の額	補 正 額	計
17 寄附金				5, 605, 571	10, 000	5, 615, 571
		1 寄附金		5, 605, 571	10,000	5, 615, 571
歳	入	合	計	46, 130, 344	10,000	46, 140, 344

歳 出

(単位:千円)

款		項		補正前の額	補	正額	計
2 総務費				13, 119, 861		10,000	13, 129, 861
		1 総務管理	\$	12, 445, 497		10,000	12, 455, 497
歳	出	合	計	46, 130, 344		10,000	46, 140, 344

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

			、単位:十円)
款 	項	事 業 名	金額
2 総 務 費	2 徴 税 費	市税賦課事業	4, 587
2 総 務 費	3 戸籍住民	戸籍住民基本台帳事業	15, 224
3 民 生 費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給 付金事業	410, 746
3 民 生 費	1 社会福祉費	民間心身障害児者社会福祉施設整備事業	20, 500
4 衛 生 費	1 保健衛生費	企業会計繰出金	80, 300
4 衛 生 費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1, 360
6 農林水産業費	1 農 業 費	津田干拓果樹団地整備事業	2, 584
6 農林水産業費	1 農 業 費	基幹水利施設管理事業	3, 320
6 農林水産業費	1 農 業 費	土地改良事業	22, 851
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	国庫補助市道改良事業	51, 041
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	国庫補助市道長寿命化事業	41, 382
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	竹町都市公園アクセス道路整備事業	8, 207
8 土 木 費	3 河 川 費	日野川改修事業	53, 556
8 土 木 費	4 都市計画費	都市公園施設長寿命化整備事業	18, 280
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校施設整備事業	198, 918
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校施設整備事業	16, 995
10 教 育 費	5 社会教育費	安土文芸の郷公園施設長寿命化整備事業	19, 236
10 教 育 費	6 保健体育費	社会体育施設整備事業	1, 568, 026
	合	1111-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	2, 537, 113

提案理由

総務費において、教育振興のためいただいた寄附金を翌年度に活用するため基 金積立金を追加する。この財源については、寄附金を充当する。

また、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費及び教育費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加する。